

一宮監公表第4号

平成28年11月1日

一宮市監査委員 佐藤章次

一宮市監査委員 岸澤修

一宮市監査委員 岡本将嗣

一宮市監査委員 柴田雄二

公の施設の指定管理者の監査結果報告について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、市営住宅のうち改良住宅及び単独住宅並びにこれらに付随する共同施設の指定管理者である愛知県住宅供給公社及び同施設に係る指定管理者の指定等事務所管課の監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

公の施設の指定管理者の監査結果報告

- 1 監査対象 (1) 施設の名称
- ・大山住宅（改良住宅）
 - ・島村住宅（ 〃 ）
 - ・東加賀野井団地（単独住宅）
 - ・三ツ俣団地（ 〃 ）
 - ・東川原団地（ 〃 ）
 - ・黒田住宅（ 〃 ）
 - ・玉ノ井住宅（ 〃 ）
 - ・青木住宅（ 〃 ）
 - ・内割田住宅（ 〃 ）
- (2) 事務執行状況の範囲
- ・愛知県住宅供給公社の平成 27 年度の事務執行状況のうち、監査対象施設の管理に係る出納その他の事務の執行状況
 - ・市所管課の監査対象施設に係る一連の事務（指定管理者の指定、協定書等の締結、支出の手続き、事業報告書等の点検、指定管理者への指導監督等）
- 2 監査場所 監査事務局及び関係各施設
- 3 実施年月日 平成 28 年 9 月 2 日から平成 28 年 10 月 31 日まで
- 4 監査方法 (1) 書類の審査
(2) 資料に基づく説明の聴取
(3) 施設の現況調査

5 監査結果

本監査はあらかじめ提出を求めた監査資料を基にし、平成 27 年度における事務執行状況のうち、監査対象施設の管理に係る出納その他の事務について、関係法令、監査対象施設の管理に関する基本協定書等に沿って適切に執行されているかに主眼を置いて、会計諸帳簿、証拠書類等の提出を求めるとともに、同施設の指定管理者及びその指定等事務所管課長等関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。

その結果、出納その他の事務については、おおむね適正に処理されていると認めた。一部で見受けられた留意事項については、団体の概要等について記述する

中で述べる。なお、口頭で注意を促した軽微な事項については、記載を省略する。

以下、団体の概要等について記述する。

職員数は平成 28 年 3 月 31 日現在のものを掲載した。

◎ 愛知県住宅供給公社

1 団体の概要

(1) 設立年月

昭和 40 年 11 月

(2) 基本金（資本金）

32,500,000 円（うち一宮市の出資分 0 円）

(3) 監査対象施設に係る職員数

・職員 7 名（うち嘱託員 3 名）

（市営住宅に係る他の業務を兼ねる）

(4) 公の施設の管理に係る主な業務

① 市営住宅のうち改良住宅及び単独住宅並びにこれらに付随する共同施設の維持管理に関する業務

② 市営住宅のうち改良住宅及び単独住宅の入居者に関する業務

③ 住宅管理人の指導に関する業務

2 公の施設の管理に係る決算状況

平成 27 年度の決算状況は次表のとおりである。

決 算 状 況

（平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日）

項 目	決 算 額（円）	総事業費に対する割合（％）
総 事 業 費	31,328,474	
指 定 管 理 料	31,328,474	100.0

当指定管理者の監査対象施設の管理に係る出納その他の事務及び市所管課の同施設に係る一連の事務については、おおむね適正に処理されていたが、次の事項については、留意されたい。

[留意事項]

○建築住宅課（所管課）

（１）基本協定書において、次のような不備が見られたので留意し、事務の万全を期されたい。

ア 基本協定書第１条（９）及び業務等処理基準細目９で、「家賃滞納者及び不正入居者等に対する住宅の明渡し請求並びに駐車場使用料の滞納者等に対する駐車場の明渡し請求に関すること。」が指定管理者の行う業務の範囲として定められているが、契約解除、訴訟、強制執行等の手続きは市が行っていた。業務の範囲については、市及び指定管理者の双方で合意しているとのことであるが、一般的に明渡し請求とは、これら全てを含むものであるので、誤解を招くことのないよう協定書等を見直し、指定管理者の業務の範囲を明確にされたい。

イ 基本協定書及び業務等処理基準において、参照条項に誤りがあったので、訂正するとともに、協定の締結に当たっては、内容確認を徹底されたい。